

# 7 地縁団体の法人化

## 1 認可地縁団体とは

町会・自治会の法人化(認可地縁団体)の制度は、町会・自治会が不動産などの資産を保有している場合に、町会・自治会名義での不動産登記ができないことから生じる財産上の様々なトラブルを解決するため、平成3年の地方自治法改正により、一定の要件を満たす場合に、法令に基づく手続きを経て、町会・自治会が法人格を取得できるようにしたものです。

不動産などの資産を保有していない場合は、法人化はできません。

## 2 認可の要件

町会・自治会が法人格を得るためにには、町会・自治会が不動産等の資産を保有している、または保有する予定があることが前提となります。

上記に加えて、以下の要件(地方自治法第260条の2第2項)を満たすことが必要となります。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

総会に提出された前年度の活動実績の報告書などで証明が可能です。

- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

規約に、町会・自治会の区域(練馬区○○町○丁目○番から○丁目○番までの区域とするなど)を明確に規定する必要があります。

- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

「構成員」になり得るのは「区域に住所を有する個人」となり、現在の「世帯」を単位とした名簿とは異なります。そのため、名簿を個人単位で再作成が必要となります。

また、区域に住所を有すること以外に、町会への加入条件(年齢、性別、国籍など)を付けることはできません。

なお、練馬区では、当該町会・自治会の加入率が区全体の町会加入率を上回ることで、相当数とみなすこととしています。

- ④ 規約を定めていること

規約には、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていることが要件となります。



**3****認可申請に必要な書類および手続き**

町会・自治会が法人格を取得するには、区長の認可が必要です。

### 認可申請に必要な書類

- ① 認可申請書
- ② 規約(要件に合うように改正された規約)
- ③ 総会議事録(認可申請をすること、および申請者を会長とすることの議決内容が書かれていって、署名・押印されているもの)
- ④ 構成員名簿(構成員全員の氏名、住所を記載したもの)
- ⑤ 保有資産(予定)目録
- ⑥ 前年度の事業報告書・決算書
- ⑦ 申請者が代表者(会長)であることを証する書類(承諾書)

### 認可申請に必要な手続き

法人化にあたっては、規約の改正や個人単位での名簿の作成、総会での議決などが必要となり、手続きに時間をおこします。法人化を検討している町会・自治会は、事前に練馬区地域振興課 地域コミュニティ支援係(電話:5984-1039)へご相談ください。

### 不動産に係る登記の特例制度

平成27年4月1日に地方自治法が改正され、これまで登記名義人の所在がわからず認可地縁団体への名義変更が滞っていた不動産について、認可地縁団体名義への変更を可能にする特例制度が新設されました。

この制度は、町会・自治会が申請に必要な要件を全て満たしていることおよび要件を満たしていることを疎明する資料を添えて、申請書を区に提出し、区が適当であると判断した場合に、公告(3か月以上)を行います。その後、登記関係者からの異議申出が無かつた場合、登記関係者が期間内に異議を述べなかつたことを証する証明書を町会・自治会に発行します。

町会・自治会はその証明書を法務局に必要書類とともに提出することで、認可地縁団体名義の登記手続きが可能となります。

## 「参加から協働へ」

区では、地域の課題をわが事として考え、自発的に活動する団体を支援するため、さまざまな事業を行っています。

ここでは、特に町会・自治会に関連する事業を紹介します。

### 「つながるカレッジねりま」

福祉、防災、農、みどり、環境の5分野で、地域活動に役立つ実践的な知識とスキルを学ぶ、人材育成の講座を実施します。

同時に、卒業後の活動につなげるため、全分野共通の講座として、地域活動を体験するプログラムや、コミュニケーション・活動の進め方を実践者から学ぶ講座を設けます。



カレッジの受講イメージ



窓口 協働推進課 カレッジ担当係 電話番号:5984-1613(直通)

### 「地域おこしプロジェクト」

区民の皆さんの自由な発想で、練馬の未来に向けた取り組みを区と協働で進めていく事業です。

プロジェクトは、区職員も参加し一緒に取り組むほか、事業運営に豊富な知識・経験を有する専門家の経営相談により、支援していきます。



ノースファミリー実行委員会(北町の取り組み)



窓口 協働推進課 協働事業担当係 電話番号:5984-1614(直通)

### 「つながる窓口」(地域活動の支援)

つながる窓口(区民協働交流センター)では、町会・自治会、NPO法人、地域活動団体などの活動に関する相談を隨時受け付けています。

また、イベント募集チラシの配架、SNSによる活動告知、団体運営に関する講座など、皆さんの地域活動を支援しています。



つながる窓口  
(区民協働交流センター)



窓口 区民協働交流センター 電話番号:6757-2025(直通)

